

報道機関各位

令和2年2月7日

以下のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

【問合せ】

消防局人事課 TEL093-582-3805

課長：相良 さがら 係長：西岡 にしおか

1 被処分者の所属等	戸畑消防署警防課 主任 34歳 男性
2 処分年月日	令和2年2月7日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 停職12月間
4 事案の概要及び処分理由	<p>被処分者は、令和元年10月25日（金）に北九州市八幡東区のスポーツ用品店において衣類（6,600円相当のパーカー）を窃取し、同年11月12日（火）に警察から逮捕されたもの。</p> <p>以上の行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。</p> <p>※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号</p>
5 事案の経過	<ul style="list-style-type: none">令和元年11月12日（火） 警察により逮捕・拘留令和元年11月13日（水） 報道発表（記者会見）令和元年11月14日（木） 釈放令和元年11月28日（木） 検察庁へ送致令和元年12月8日（日） 店舗側と示談成立令和元年12月18日（水） 不起訴処分
6 再発防止策	服務規律の指針を作成するなど、組織一丸となって、服務規律の保持徹底を図り、職場研修など、あらゆる機会を捉えて倫理意識を向上させ、再発防止に努めていく。